

フィデリティ・ 世界割安成長株投信

Aコース(為替ヘッジあり)

Bコース(為替ヘッジなし)

愛称：テンバガー・ハンター

追加型投信／内外／株式

2025.05.17

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

IECR2505-005-S



1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）及びフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月16日に関東財務局長に提出し、2025年5月17日にその届出の効力が生じております。
2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
3. お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目7番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	12
3 投資リスク	20
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	29
第2 管理及び運営	44
1 申込（販売）手続等	44
2 換金（解約）手続等	46
3 資産管理等の概要	48
4 受益者の権利等	52
第3 ファンドの経理状況	54
1 財務諸表	57
2 ファンドの現況	98
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	99
第三部 委託会社等の情報	100
第1 委託会社等の概況	100
1 委託会社等の概況	100
2 事業の内容及び営業の概況	101
3 委託会社等の経理状況	102
4 利害関係人との取引制限	121
5 その他	121
＜添付＞ 投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）

フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）

（ファンドの愛称を「テンバガー・ハンター」とする場合があります。）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）」を「Aコース」、「フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）」を「Bコース」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*¹とします。

*¹ 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日*²における受益権総口数で除して得た受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

*² 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にAコースは「テンバガーA」、Bコースは「テンバガーB」としてそれぞれ略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*（税抜3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、各コース間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スwitchングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍とします。

② 販売会社の申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2025年５月17日から2026年５月15日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

* 「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、AコースおよびBコースの合計で2兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Aコース」、「Bコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Aコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一 般)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Bコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一 般)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式（一般）））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり（フルヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④ ファンドの特色

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ*」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。
 - * ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Aコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Bコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

(参考) 運用プロセス



(2) 【ファンドの沿革】

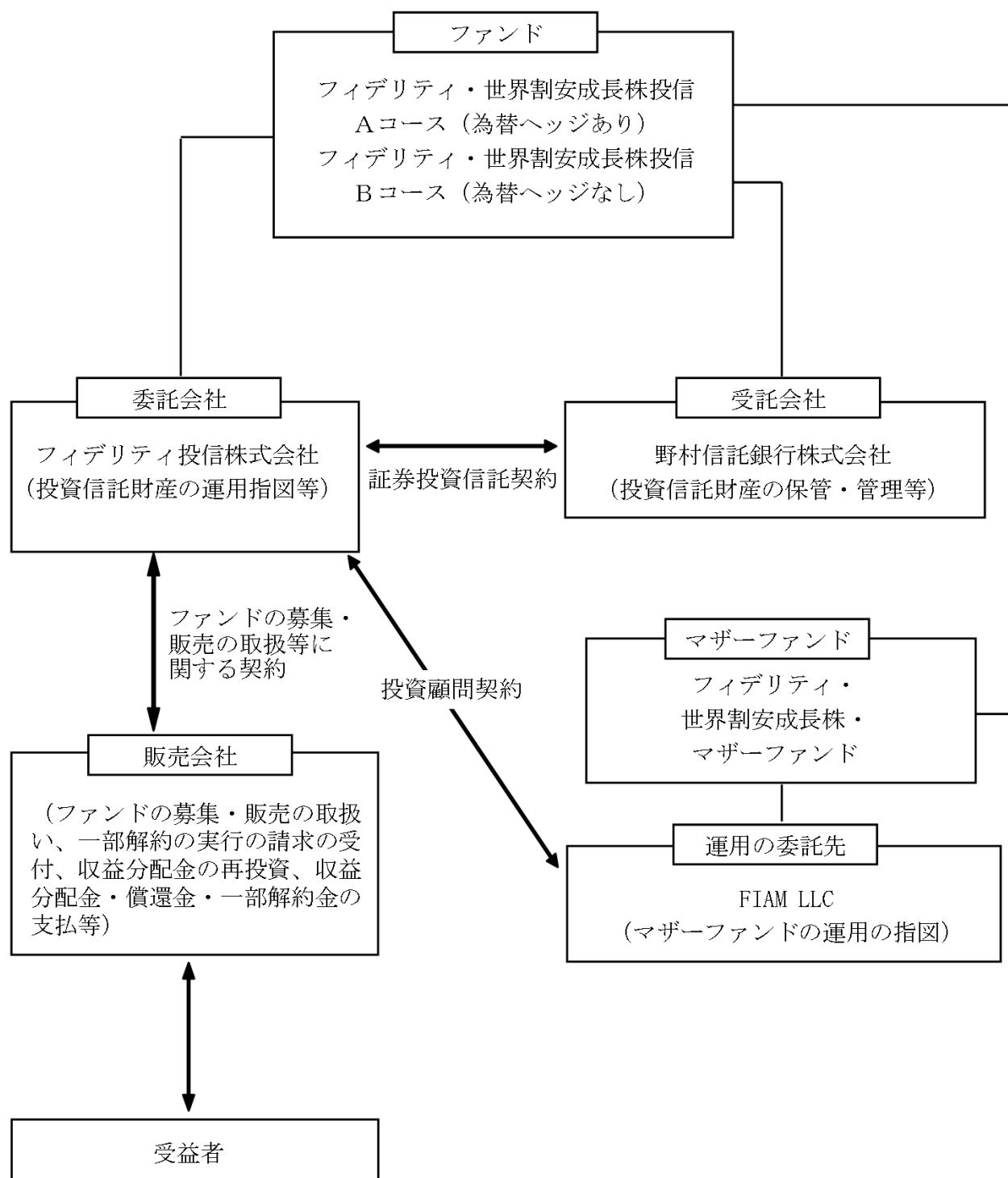
2020年3月9日 ファンドの募集開始

2020年3月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIAM LLC（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

- ・FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人与締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2025年3月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年 2 月20日	投資顧問業の登録
同年 6 月10日	投資一任業務の認可取得
1995年 9 月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年 9 月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号	20,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② 運用方法

(a) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(b) 投資態度

1. フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
3. Aコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Bコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第

1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲「（5）投資制限 ⑥から⑧」に定めるものに限りません。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

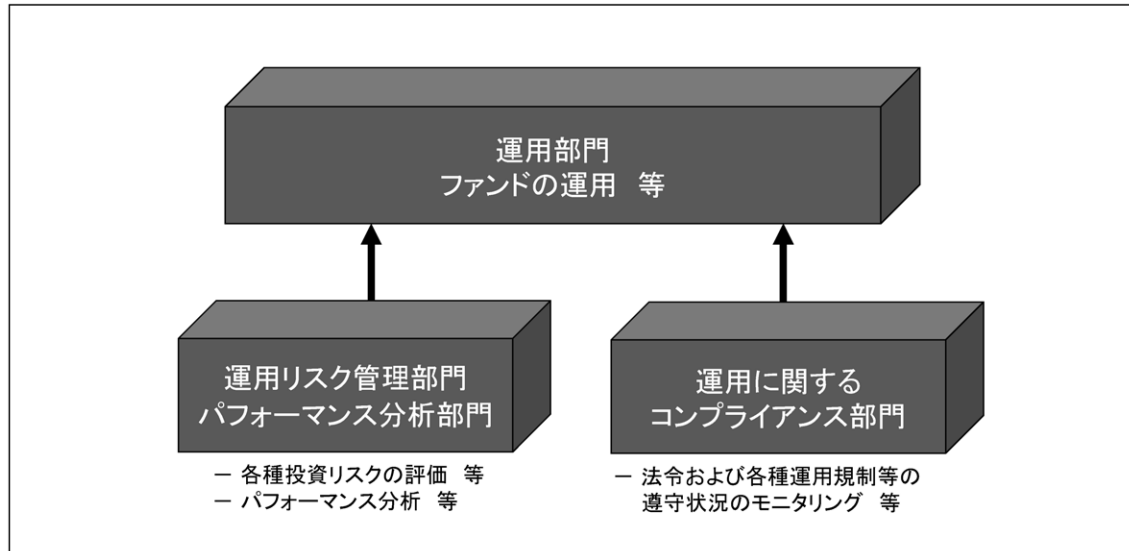
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものならびに14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- (b) 上記（a）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミティを設置しています。同コミティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年2月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとしします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

① 株式への実質投資割合※には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑥ 先物取引等の運用指図
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ⑦ スワップ取引の運用指図
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記 1. から 2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記 (a) 1. から 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑩ 有価証券の借入れの指図および範囲
- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記 (a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記 (b) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ⑪ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑫ 資金の借入れ
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記 (a) の資金借入額は、下記 1. から 3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑬ デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。
- (b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ないます。
- ② 株式への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<為替変動リスク>

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行わないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

<カントリー・リスク>

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

■その他の変動要因

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

＜デリバティブ（派生商品）に関する留意点＞

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に関し、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

＜分配金に関する留意点＞

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点＞

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等））があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

※委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

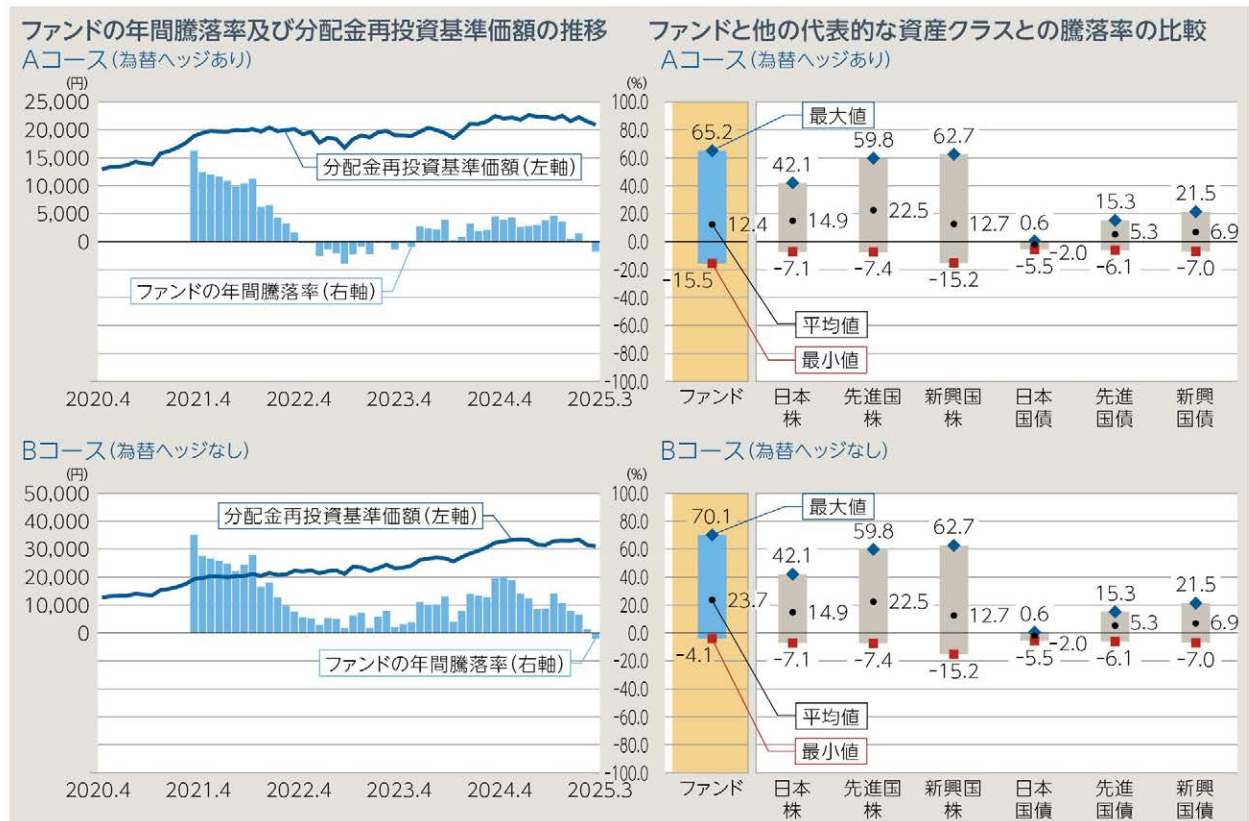
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2020年3月23日に設定されたため、2021年3月～2025年3月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※ファンドは2020年3月23日に設定されたため2021年3月～2025年3月の期間、他の代表的な資産クラスについては2020年4月～2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他の知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%＊（税抜3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スwitchingおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ② 申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7375%	0.7375%	0.025%	1.50%

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 借入有価証券に係る品借料
- ④ 外貨建資産の保管費用
- ⑤ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑥ 投資信託財産に関する租税
- ⑦ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑧ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑨ その他、以下の諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑨の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑨の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑧の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（1）～（4）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※ 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「（５）課税上の取扱い（参考情報）ファンドの総経費率」をご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限りまゝす。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限りまゝす。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2025年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース(為替ヘッジあり)	1.70%	1.65%	0.05%
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース(為替ヘッジなし)	1.69%	1.65%	0.05%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年2月21日～2025年2月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

Aコース（為替ヘッジあり）

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	103,858,273,381	100.18
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△182,277,011	△0.18
合計（純資産総額）		103,675,996,370	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	93,036,761,224	△89.74

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Bコース（為替ヘッジなし）

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	867,847,499,212	100.18
預金・その他の資産（負債控除後）	—	△1,551,600,438	△0.18
合計（純資産総額）		866,295,898,774	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	652,307,912,122	46.30
	日本	143,420,660,626	10.18
	イギリス	112,635,746,295	8.00
	カナダ	49,903,501,512	3.54
	フランス	42,499,811,903	3.02
	アイルランド	33,268,714,184	2.36
	スウェーデン	28,710,223,731	2.04
	韓国	26,345,450,962	1.87
	バミューダ	23,758,856,057	1.69
	イタリア	20,732,924,043	1.47
	スペイン	20,634,658,511	1.46
	ケイマン諸島	20,262,579,543	1.44
	オランダ	19,753,650,602	1.40
	台湾	17,360,533,236	1.23
	ギリシャ	17,187,665,972	1.22
	ドイツ	16,501,375,163	1.17
	ノルウェー	16,099,160,030	1.14
	中国	13,937,696,016	0.99
	スイス	9,193,403,801	0.65
	オーストリア	9,186,224,368	0.65
	メキシコ	9,085,277,808	0.64
	インド	7,649,662,655	0.54
	ガーンジー	7,256,343,158	0.52
	ジャージー	6,987,855,373	0.50
	ルクセンブルグ	6,673,700,924	0.47
	プエルトリコ	6,505,871,627	0.46
	イギリス領バー ジン諸島	5,911,594,967	0.42
	ブラジル	5,859,530,455	0.42
	オーストラリア	4,700,527,422	0.33
	香港	4,486,532,135	0.32
	シンガポール	3,529,181,161	0.25
	ポルトガル	3,007,203,859	0.21

	パナマ	2,747,888,503	0.20
	フィリピン	2,444,081,511	0.17
	ベルギー	1,372,076,019	0.10
	ポーランド	1,363,584,826	0.10
	デンマーク	992,206,090	0.07
	イスラエル	798,381,299	0.06
	マレーシア	700,783,367	0.05
	インドネシア	648,389,469	0.05
	マン島	290,739,819	0.02
	ニュージーランド	244,924,953	0.02
	小計	1,376,957,086,077	97.74
投資証券	アメリカ	11,181,684,839	0.79
	アイルランド	1,240,708,744	0.09
	シンガポール	1,017,374,607	0.07
	小計	13,439,768,190	0.95
預金・その他の資産（負債控除後）	—	18,331,883,802	1.30
合計（純資産総額）		1,408,728,738,069	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	496,453,568	0.04
為替予約取引（売建）	日本	409,253,081	△0.03

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

Aコース（為替ヘッジあり）

(2025年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・世 界割安成長株・マ ザーファンド	日本	30,914,800,828	3.5248	108,968,610,325	3.3595	103,858,273,381	100.18

Bコース（為替ヘッジなし）

(2025年3月31日現在)

順位	種 類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・世 界割安成長株・マ ザーファンド	日本	258,326,387,621	3.5261	910,893,736,343	3.3595	867,847,499,212	100.18

種類別投資比率

Aコース（為替ヘッジあり）

(2025年3月31日現在)

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18

Bコース（為替ヘッジなし）

(2025年3月31日現在)

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2025年3月31日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	WELLS FARGO COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 銀行	1,588,400	12,013.93 19,082,929,588	10,569.57 16,788,703,081	1.19
2	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	214,300	76,410.70 16,374,813,181	77,158.30 16,535,023,861	1.17
3	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	5,826,900	2,341.48 13,643,588,458	2,541.84 14,811,047,496	1.05
4	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	カナダ・ドル カナダ	株式 生活必需品流通・ 小売り	1,781,900	7,482.58 13,333,221,418	7,293.41 12,996,119,438	0.92
5	TOTALENERGIES SE ADR	アメリカ・ドル フランス	株式 エネルギー	1,134,400	9,108.75 10,332,975,528	9,591.71 10,880,833,555	0.77
6	OVINTIV INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1,666,200	6,776.82 11,291,537,849	6,312.73 10,518,278,057	0.75
7	DCC PLC	イギリス・ポンド アイルランド	株式 資本財	1,015,600	10,398.44 10,560,658,710	10,117.40 10,275,235,502	0.73
8	PERFORMANCE FOOD GROUP CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 生活必需品流通・ 小売り	882,200	12,817.22 11,307,352,394	11,563.88 10,201,652,112	0.72
9	DIRECT LINE INSURANCE GRP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 保険	17,735,280	510.52 9,054,248,487	552.39 9,796,738,113	0.70
10	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	574,100	16,095.82 9,240,614,854	16,714.84 9,595,990,103	0.68
11	PRIMO BRANDS CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバ コ	1,733,400	4,907.24 8,506,220,909	5,278.06 9,148,982,270	0.65
12	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	アメリカ・ドル アメリカ	株式 保険	311,166	29,781.67 9,267,045,928	29,284.99 9,112,492,327	0.65
13	GENPACT LTD	アメリカ・ドル バミューダ	株式 商業・専門サービ ス	1,209,000	8,217.61 9,935,101,612	7,476.00 9,038,484,000	0.64
14	PRIMERICA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 保険	212,800	41,960.77 8,929,252,661	42,363.50 9,014,953,140	0.64
15	TD SYNnex CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	566,932	20,730.53 11,752,803,563	15,642.78 8,868,393,911	0.63
16	ANTERO RES CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	1,477,100	6,033.13 8,911,539,277	5,934.45 8,765,774,322	0.62

17	LABCORP HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	254,500	37,054.04 9,430,254,808	34,392.59 8,752,914,256	0.62
18	STIFEL FINANCIAL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	619,900	16,441.46 10,192,064,971	14,035.44 8,700,570,743	0.62
19	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	410,200	23,564.30 9,666,079,603	20,784.78 8,525,914,787	0.61
20	SHELL PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 エネルギー	1,572,164	5,207.10 8,186,416,067	5,420.18 8,521,406,052	0.60
21	JONES LANG LASALLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 不動産管理・開発	224,900	41,756.45 9,391,025,694	36,766.97 8,268,891,103	0.59
22	SOPRA STERIA GROUP	ユーロ フランス	株式 ソフトウェア・ サービス	290,200	27,861.29 8,085,347,243	28,412.62 8,245,343,484	0.59
23	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	162,500	55,992.83 9,098,835,828	50,371.79 8,185,416,330	0.58
24	VONTIER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	1,598,400	6,028.64 9,636,188,405	4,904.26 7,838,962,790	0.56
25	SILGAN HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	1,027,400	8,184.94 8,409,214,515	7,582.16 7,789,910,362	0.55
26	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	アメリカ・ドル アイルランド	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	598,700	15,400.56 9,220,315,272	12,697.24 7,601,836,630	0.54
27	THE CIGNA GROUP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・ サービス	151,300	44,441.82 6,724,048,818	48,599.98 7,353,177,095	0.52
28	LAZARD INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 金融サービス	1,126,800	7,841.25 8,835,527,664	6,454.78 7,273,244,301	0.52
29	AMDOCS LTD	アメリカ・ドル ガーンジー	株式 ソフトウェア・ サービス	533,600	13,397.68 7,149,002,597	13,598.84 7,256,343,158	0.52
30	CRANE NXT CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	943,900	8,838.12 8,342,308,264	7,676.36 7,245,713,183	0.51

(参考) マザーファンドの種類別投資比率
 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2025年3月31日現在)

種 類	国内／外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.06
		建設業	0.30
		食料品	0.12
		パルプ・紙	0.01
		化学	0.53
		ガラス・土石製品	0.24
		金属製品	0.29
		機械	0.78
		電気機器	0.93
		輸送用機器	0.22
		精密機器	0.07
		その他製品	0.18
		電気・ガス業	0.33
		陸運業	0.30
		倉庫・運輸関連業	0.08
		情報・通信業	1.31
		卸売業	2.43
		小売業	0.69
		その他金融業	0.24
		不動産業	0.21
		サービス業	0.87
	小計		10.18
	外国	エネルギー	6.52
		素材	5.62
		資本財	10.05
		商業・専門サービス	3.66
		運輸	1.36
		自動車・自動車部品	3.21
		耐久消費財・アパレル	4.75
		消費者サービス	1.12
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.58
		生活必需品流通・小売り	3.45
		食品・飲料・タバコ	3.17
		家庭用品・パーソナル用品	0.17
		ヘルスケア機器・サービス	5.30
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.01
		銀行	7.81
		金融サービス	6.31
		保険	5.57

		ソフトウェア・サービス	2.07
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.92
		電気通信サービス	0.08
		公益事業	1.18
		半導体・半導体製造装置	1.25
		メディア・娯楽	1.18
		不動産管理・開発	1.26
	小計		87.56
投資証券	外国	—	0.95
	小計		0.95
合計（対純資産総額比）			98.70

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Aコース（為替ヘッジあり）

（2025年3月31日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	デンマーク・クローネ	売建	3,370,700	73,540,200	73,110,483	△0.07
	ポーランド・ズロチ	売建	2,658,300	103,247,866	102,598,151	△0.10
	オフショア・人民元	売建	5,211,900	107,597,070	107,075,879	△0.10
	スイス・フラン	売建	1,750,600	296,922,242	297,742,048	△0.29
	シンガポール・ドル	売建	2,791,300	312,819,037	310,671,690	△0.30
	オーストラリア・ドル	売建	3,538,100	336,305,958	331,484,589	△0.32
	メキシコ・ペソ	売建	93,637,300	694,111,674	680,733,807	△0.66
	ノルウェー・クローネ	売建	83,993,400	1,185,120,622	1,194,386,148	△1.15
	スウェーデン・クローナ	売建	141,396,800	2,088,111,180	2,113,882,160	△2.04
	香港・ドル	売建	138,228,900	2,649,303,668	2,649,848,013	△2.56
	カナダ・ドル	売建	34,922,000	3,643,708,399	3,642,713,820	△3.51
	イギリス・ポンド	売建	54,170,300	10,464,723,644	10,462,451,742	△10.09
	ユーロ	売建	64,725,800	10,536,046,954	10,471,987,182	△10.10
	アメリカ・ドル	売建	406,671,200	60,514,412,380	60,598,075,512	△58.45

Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
 フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

(2025年3月31日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	1,815,983	270,486,349	271,495,053	0.02
	イギリス・ポンド	買建	607,765	119,062,713	117,783,221	0.01
	ユーロ	買建	465,906	76,316,626	75,509,659	0.01
	シンガポール・ドル	買建	197,811	22,298,170	22,049,708	0.00
	韓国・ウォン	買建	94,551,907	9,715,087	9,615,927	0.00
	香港・ドル	売建	39,068	759,103	750,833	△0.00
	台湾・ドル	売建	1,200,396	5,475,726	5,415,706	△0.00
	アメリカ・ドル	売建	2,696,218	406,664,998	403,086,542	△0.03

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Aコース（為替ヘッジあり）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2021年2月22日)	69,920	69,920	1.7629	1.7629
2期	(2022年2月21日)	174,265	174,265	2.0061	2.0061
3期	(2023年2月20日)	187,081	187,081	1.9939	1.9939
4期	(2024年2月20日)	144,198	144,198	2.1290	2.1290
5期	(2025年2月20日)	110,657	110,657	2.2051	2.2051
	2024年3月末日	147,020	—	2.2497	—
	2024年4月末日	137,745	—	2.2043	—
	2024年5月末日	134,158	—	2.2228	—
	2024年6月末日	128,207	—	2.1793	—
	2024年7月末日	129,390	—	2.2650	—
	2024年8月末日	124,980	—	2.2362	—
	2024年9月末日	123,666	—	2.2372	—
	2024年10月末日	118,273	—	2.1976	—
	2024年11月末日	118,853	—	2.2537	—
	2024年12月末日	112,620	—	2.1553	—
	2025年1月末日	113,625	—	2.2281	—
	2025年2月末日	107,454	—	2.1504	—
	2025年3月末日	103,675	—	2.0941	—

Bコース（為替ヘッジなし）

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2021年2月22日)	78,179	78,179	1.7445	1.7445
2期	(2022年2月21日)	260,208	260,208	2.1088	2.1088
3期	(2023年2月20日)	441,111	441,111	2.4232	2.4232
4期	(2024年2月20日)	689,656	689,656	3.0277	3.0277
5期	(2025年2月20日)	907,325	907,325	3.2598	3.2598
	2024年3月末日	764,409	—	3.2308	—
	2024年4月末日	796,821	—	3.2783	—
	2024年5月末日	841,004	—	3.3281	—
	2024年6月末日	876,690	—	3.3488	—
	2024年7月末日	896,621	—	3.3256	—
	2024年8月末日	864,915	—	3.1638	—
	2024年9月末日	869,302	—	3.1456	—
	2024年10月末日	906,756	—	3.2862	—
	2024年11月末日	912,113	—	3.3032	—
	2024年12月末日	914,007	—	3.2965	—
	2025年1月末日	927,499	—	3.3389	—
	2025年2月末日	876,087	—	3.1475	—
	2025年3月末日	866,295	—	3.0995	—

②【分配の推移】

Aコース（為替ヘッジあり）

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

Bコース（為替ヘッジなし）

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000

③【収益率の推移】

Aコース（為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第1期	76.3
第2期	13.8
第3期	△0.6
第4期	6.8
第5期	3.6

Bコース（為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第1期	74.5
第2期	20.9
第3期	14.9
第4期	24.9
第5期	7.7

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Aコース（為替ヘッジあり）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	43,205,105,625	3,543,068,016	39,662,037,609
第2期	55,712,674,065	8,508,632,276	86,866,079,398
第3期	23,852,884,147	16,890,028,803	93,828,934,742
第4期	7,255,842,419	33,355,579,467	67,729,197,694
第5期	4,780,363,614	22,328,088,001	50,181,473,307

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

Bコース（為替ヘッジなし）

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	50,041,659,396	5,226,145,243	44,815,514,153
第2期	89,387,724,607	10,810,562,618	123,392,676,142
第3期	91,356,754,651	32,715,721,391	182,033,709,402
第4期	97,088,390,004	51,337,521,531	227,784,577,875
第5期	103,964,018,091	53,412,916,958	278,335,679,008

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(2025年3月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	Aコース (為替ヘッジあり)	Bコース (為替ヘッジなし)
基準価額	20,941円	30,995円
純資産総額	1,036.8億円	8,663.0億円

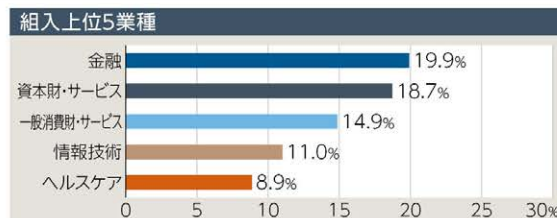
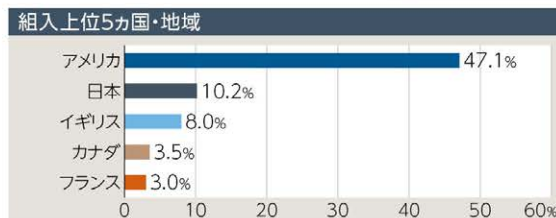
分配の推移

決算期	分配金 (1万口当たり/税引前)	
	Aコース (為替ヘッジあり)	Bコース (為替ヘッジなし)
2021年 2月	0円	0円
2022年 2月	0円	0円
2023年 2月	0円	0円
2024年 2月	0円	0円
2025年 2月	0円	0円
設定来累計	0円	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

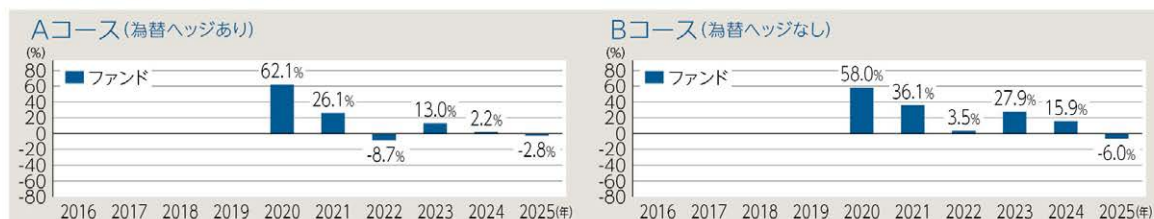
資産別組入状況	
株式	97.7%
投資証券	1.0%
現金・その他	1.3%

組入上位10銘柄				
順位	銘柄	国・地域	業種	比率
1	ウェルズ・ファーゴ	アメリカ	金融	1.2%
2	ユナイテッドヘルス・グループ	アメリカ	ヘルスケア	1.2%
3	PG&E	アメリカ	公益事業	1.1%
4	アリマントーション・クシュアール	カナダ	生活必需品	0.9%
5	トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	0.8%
6	オビンティブ	アメリカ	エネルギー	0.7%
7	DCC	アイルランド	資本財・サービス	0.7%
8	パフォーマンス・フード・グループ	アメリカ	生活必需品	0.7%
9	ダイレクトライン・インシュアランス・グループ	イギリス	金融	0.7%
10	ギリアド・サイエンシズ	アメリカ	ヘルスケア	0.7%



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
 ※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
 ※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
 ※国・地域は発行国・地域を表示しています。
 ※業種はMSCI/S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
 ※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・アンド・プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
 ※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2020年は当初設定日(2020年3月23日)以降2020年末までの実績、2025年は年初以降3月末までの実績となります。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。）において行なわれます。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後 3 時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍とします。
- ⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。
- ⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- ⑧ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ⑨ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

※ ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の扱いとなります。
- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
- ③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。
- ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。
- ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
- ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

- ② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にAコースは「テンバガーA」、Bコースは「テンバガーB」としてそれぞれ略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（5）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、下記「（5）その他（a）信託の終了」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

＜信託契約の解約＞

- ① 委託会社は、信託の期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この本（a）＜信託契約の解約＞③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

＜受託会社の辞任および解任に伴う取扱い＞

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(b)③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
- (c) 運用報告書の作成
- 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面）を電磁的方法により提供します。
- 上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行なうものとします。
- (d) 関係法人との契約の更改
- 委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。
- (e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限
- この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (f) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）に掲載します。

(g) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとしします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとしします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第 3 【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）の2024年2月21日から2025年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）の2025年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間 2024年2月20日現在	第5期計算期間 2025年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	147	157
金銭信託	125,506,878	67,581,691
親投資信託受益証券	146,462,630,582	108,413,265,403
派生商品評価勘定	25,523,792	447,645,421
未収入金	1,993,866,172	3,144,169,616
流動資産合計	148,607,527,571	112,072,662,288
資産合計	148,607,527,571	112,072,662,288
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,262,754,513	56,960,600
未払金	59,026,338	105,707,600
未払解約金	832,924,179	270,890,457
未払受託者報酬	20,826,374	16,291,497
未払委託者報酬	1,228,758,597	961,201,404
その他未払費用	4,466,365	4,118,533
流動負債合計	4,408,756,366	1,415,170,091
負債合計	4,408,756,366	1,415,170,091
純資産の部		
元本等		
元本	67,729,197,694	50,181,473,307
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,469,573,511	60,476,018,890
（分配準備積立金）	22,240,665,906	18,666,470,530
元本等合計	144,198,771,205	110,657,492,197
純資産合計	144,198,771,205	110,657,492,197
負債純資産合計	148,607,527,571	112,072,662,288

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期計算期間 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	第5期計算期間 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,767,289,210	13,154,434,158
派生商品取引等損益	367,340,799	470,781,364
為替差損益	△26,567,538,552	△6,439,415,300
その他収益	22,372	146,719
営業収益合計	11,567,113,829	7,185,946,941
営業費用		
受託者報酬	44,730,734	34,795,639
委託者報酬	2,639,117,729	2,052,948,621
その他費用	11,408,515	11,278,021
営業費用合計	2,695,256,978	2,099,022,281
営業利益又は営業損失（△）	8,871,856,851	5,086,924,660
経常利益又は経常損失（△）	8,871,856,851	5,086,924,660
当期純利益又は当期純損失（△）	8,871,856,851	5,086,924,660
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△382,298,905	1,576,266,909
期首剰余金又は期首欠損金（△）	93,252,240,452	76,469,573,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,042,198,110	5,757,064,150
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,042,198,110	5,757,064,150
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,079,020,807	25,261,276,522
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,079,020,807	25,261,276,522
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	76,469,573,511	60,476,018,890

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格等で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第4期計算期間 2024年2月20日現在	第5期計算期間 2025年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	93,828,934,742 円	67,729,197,694 円
期中追加設定元本額	7,255,842,419 円	4,780,363,614 円
期中一部解約元本額	33,355,579,467 円	22,328,088,001 円
2. 受益権の総数	67,729,197,694 口	50,181,473,307 口
3. 1口当たり純資産額	2.1290 円	2.2051 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期計算期間 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	第5期計算期間 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.41%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,511,463,567円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,742,692,189円)、信託約款に規定される収益調整金(54,228,907,605円)及び分配準備積立金(12,986,510,150円)より分配対象収益は76,469,573,511円(1口当たり1.129049円)であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,658,106,383円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,852,551,368円)、信託約款に規定される収益調整金(41,809,548,360円)及び分配準備積立金(15,155,812,779円)より分配対象収益は60,476,018,890円(1口当たり1.205146円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 4 期計算期間 2024年 2 月 20 日現在	第 5 期計算期間 2025年 2 月 20 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	30,477,810,781	8,870,178,637
合 計	30,477,810,781	8,870,178,637

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第4期計算期間 2024年2月20日 現在				第5期計算期間 2025年2月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引								
為替予 約取引								
売建	131,579,191,430	—	133,834,197,784	△2,255,006,354	97,777,873,886	—	97,341,909,911	435,963,975
香港・ ドル	2,883,966,677	—	2,937,407,893	△53,441,216	2,686,215,422	—	2,675,890,337	10,325,085
アメリ カ・ド ル	93,701,876,981	—	95,419,024,139	△1,717,147,158	65,467,723,326	—	65,229,775,224	237,948,102
イギリ ス・ポ ンド	11,696,429,150	—	11,818,847,641	△122,418,491	10,318,750,937	—	10,265,082,253	53,668,684
オース トラリ ア・ド ル	62,147,140	—	62,832,409	△685,269	339,506,523	—	338,235,637	1,270,886
カナ ダ・ド ル	5,957,012,366	—	6,051,957,795	△94,945,429	4,166,815,490	—	4,141,665,027	25,150,463
シンガ ポー ル・ド ル	471,572,867	—	477,893,052	△6,320,185	314,821,237	—	313,556,498	1,264,739
スイ ス・フ ラン ス	435,971,114	—	436,425,418	△454,304	294,597,095	—	292,594,758	2,002,337
ウェー デン・ クロー ナ	3,042,089,803	—	3,121,704,616	△79,614,813	2,038,045,575	—	2,029,883,413	8,162,162
デン マー ク・ク ローネ ノル	143,777,580	—	145,164,678	△1,387,098	70,182,073	—	69,605,269	576,804
	1,204,636,189	—	1,227,800,718	△23,164,529	1,129,979,159	—	1,125,263,635	4,715,524

ウェー・ クロ ネ メキシ コ・ペ ソ ユーロ	1,339,920,659	—	1,392,108,666	△52,188,007	692,206,811	—	685,209,670	6,997,141
買建	10,639,790,904	—	10,743,030,759	△103,239,855	10,259,030,238	—	10,175,148,190	83,882,048
アメリ カ・ド ル	—	—	—	—	39,132,971	—	38,905,423	△227,548
合計	131,579,191,430	—	133,834,197,784	△2,255,006,354	97,817,006,857	—	97,380,815,334	435,736,427

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

種類	第4期計算期間 2024年2月20日 現在				第5期計算期間 2025年2月20日 現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引以外の取引								
直物為替先渡取引								
売建	8,967,889,905	—	8,947,769,503	20,120,402	9,190,946,312	—	9,241,551,005	△50,604,693
韓国・ウォン	2,931,704,107	—	2,928,856,883	2,847,224	3,738,959,340	—	3,756,054,945	△17,095,605
台湾・ドル	3,271,902,960	—	3,253,130,380	18,772,580	2,956,132,095	—	2,966,092,279	△9,960,184
インド・ルピー	1,781,609,396	—	1,785,585,041	△3,975,645	1,199,719,257	—	1,200,087,845	△368,588
ブラジル・レアル	630,619,949	—	627,117,571	3,502,378	849,432,945	—	870,213,836	△20,780,891
フィリピン・ペソ	352,053,493	—	353,079,628	△1,026,135	446,702,675	—	449,102,100	△2,399,425
買建	471,693,427	—	469,348,657	△2,344,770	4,690,510,687	—	4,696,063,774	5,553,087
韓国・ウォン	174,510,355	—	173,207,749	△1,302,606	1,804,444,840	—	1,810,238,515	5,793,675
台湾・ドル	155,945,785	—	155,110,043	△835,742	1,555,700,667	—	1,555,517,466	△183,201
インド・ルピー	85,672,331	—	85,692,151	19,820	633,009,080	—	633,406,024	396,944
ブラジル・レアル	55,564,956	—	55,338,714	△226,242	437,343,777	—	436,237,235	△1,106,542
フィリピン・ペソ	—	—	—	—	260,012,323	—	260,664,534	652,211
合計	9,439,583,332	—	9,417,118,160	17,775,632	13,881,456,999	—	13,937,614,779	△45,051,606

(注1) 時価の算定方法

1. 価格情報会社が計算し、提供する価格等により評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	30,738,967,763	108,413,265,403	
親投資信託受益証券 合計		30,738,967,763	108,413,265,403	
合計		30,738,967,763	108,413,265,403	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）の2024年2月21日から2025年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）の2025年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間 2024年2月20日現在	第5期計算期間 2025年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,384,287,805	1,498,628,587
親投資信託受益証券	689,606,700,030	907,246,123,131
未収入金	4,936,517,079	7,537,585,704
流動資産合計	695,927,504,914	916,282,337,422
資産合計	695,927,504,914	916,282,337,422
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,384,287,805	1,498,628,587
未払受託者報酬	81,271,947	124,049,292
未払委託者報酬	4,795,047,215	7,318,909,153
その他未払費用	10,409,468	15,535,840
流動負債合計	6,271,016,435	8,957,122,872
負債合計	6,271,016,435	8,957,122,872
純資産の部		
元本等		
元本	227,784,577,875	278,335,679,008
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	461,871,910,604	628,989,535,542
（分配準備積立金）	176,955,974,919	188,819,002,353
元本等合計	689,656,488,479	907,325,214,550
純資産合計	689,656,488,479	907,325,214,550
負債純資産合計	695,927,504,914	916,282,337,422

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期計算期間 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	第5期計算期間 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	136,237,841,925	67,741,732,383
営業収益合計	136,237,841,925	67,741,732,383
営業費用		
受託者報酬	145,808,112	234,743,999
委託者報酬	8,602,683,361	13,849,898,638
その他費用	24,512,742	41,797,083
営業費用合計	8,773,004,215	14,126,439,720
営業利益又は営業損失(△)	127,464,837,710	53,615,292,663
経常利益又は経常損失(△)	127,464,837,710	53,615,292,663
当期純利益又は当期純損失(△)	127,464,837,710	53,615,292,663
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	9,070,228,528	9,234,179,448
期首剰余金又は期首欠損金(△)	259,077,714,046	461,871,910,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	158,493,556,762	233,362,165,901
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	158,493,556,762	233,362,165,901
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,093,969,386	110,625,654,178
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,093,969,386	110,625,654,178
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	461,871,910,604	628,989,535,542

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 4 期計算期間 2024年 2 月20日現在	第 5 期計算期間 2025年 2 月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	182,033,709,402 円	227,784,577,875 円
期中追加設定元本額	97,088,390,004 円	103,964,018,091 円
期中一部解約元本額	51,337,521,531 円	53,412,916,958 円
2. 受益権の総数	227,784,577,875 口	278,335,679,008 口
3. 1口当たり純資産額	3.0277 円	3.2598 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 4 期計算期間 自 2023年 2 月21日 至 2024年 2 月20日	第 5 期計算期間 自 2024年 2 月21日 至 2025年 2 月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.41%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（11,320,698,356円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（107,073,910,826円）、信託約款に規定される収益調整金（284,915,935,685円）及び分配準備積立金（58,561,365,737円）より分配対象収益は461,871,910,604円（1口当たり2.027670円）であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（14,955,363,138円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（29,425,750,077円）、信託約款に規定される収益調整金（440,170,533,189円）及び分配準備積立金（144,437,889,138円）より分配対象収益は628,989,535,542円（1口当たり2.259824円）であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第4期計算期間 2024年2月20日現在	第5期計算期間 2025年2月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	134,705,614,611	66,321,641,933
合 計	134,705,614,611	66,321,641,933

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・世界割安成長株・マ ザーファンド	257, 236, 134, 603	907, 246, 123, 131	
親投資信託受益証券 合計		257, 236, 134, 603	907, 246, 123, 131	
合計		257, 236, 134, 603	907, 246, 123, 131	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2024年 2 月20日現在	2025年 2 月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	27,520,185,047	30,794,034,767
金銭信託	4,360,948,951	1,130,590,143
株式	1,108,706,292,799	1,439,249,024,761
投資証券	2,951,904,045	13,079,707,728
派生商品評価勘定	8,554,133	111,396,828
未収入金	402,553,993	393,333,699
未収配当金	1,142,106,353	1,431,817,959
流動資産合計	1,145,092,545,321	1,486,189,905,885
資産合計	1,145,092,545,321	1,486,189,905,885
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	97,143,945	2,686,542
未払金	1,306,247,462	1,154,569,668
未払解約金	11,616,723,815	14,943,958,635
その他未払費用	189,898	—
流動負債合計	13,020,305,120	16,101,214,845
負債合計	13,020,305,120	16,101,214,845
純資産の部		
元本等		
元本	351,529,692,453	416,818,185,520
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	780,542,547,748	1,053,270,505,520
元本等合計	1,132,072,240,201	1,470,088,691,040
純資産合計	1,132,072,240,201	1,470,088,691,040
負債純資産合計	1,145,092,545,321	1,486,189,905,885

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024年 2 月20日現在	2025年 2 月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	311,324,111,245 円	351,529,692,453 円
期中追加設定元本額	97,737,297,688 円	121,400,230,150 円
期中一部解約元本額	57,531,716,480 円	56,111,737,083 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり)	45,479,639,356 円	30,738,967,763 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)	214,136,970,572 円	257,236,134,603 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース (為替ヘッジあり) (野村SMA・EW向け)	11,072,079,032 円	9,250,606,392 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし) (野村SMA・EW向け)	27,284,601,011 円	37,282,365,471 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 (確定拠出 年金向け)	1,727,106,198 円	3,144,803,520 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Cコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあ り)	1,957,003,072 円	1,312,178,294 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 Dコース (毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジな し)	49,773,650,174 円	77,765,145,469 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 (適格機関 投資家専用)	98,643,038 円	73,898,174 円
フィデリティ・世界割安成長株投信 I I (適格 機関投資家専用)	－ 円	14,085,834 円
計	351,529,692,453 円	416,818,185,520 円
3. 受益権の総数	351,529,692,453 口	416,818,185,520 口
4. 1口当たり純資産額	3.2204 円	3.5269 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2024年2月20日現在	2025年2月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	101,205,029,704	62,138,257,822
投資証券	2,379,064	589,521,320
合 計	101,207,408,768	62,727,779,142

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2024年2月20日 現在				2025年2月20日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	11,119,622,123	—	11,213,896,668	△94,274,545	15,179,719,179	—	15,072,059,399	107,659,780
アメリカ・ドル	11,017,927,018	—	11,112,117,013	△94,189,995	15,113,538,021	—	15,006,468,766	107,069,255
イギリス・ポンド	—	—	—	—	66,181,158	—	65,590,633	590,525
メキシコ・ペソ	1,315,245	—	1,315,558	△313	—	—	—	—
ユーロ	100,379,860	—	100,464,097	△84,237	—	—	—	—
買建	3,977,607,566	—	3,983,292,299	5,684,733	1,215,145,953	—	1,216,196,459	1,050,506
韓国・ウォン	33,284,446	—	33,343,159	58,713	118,056,138	—	117,543,590	△512,548
香港・ドル	84,829,644	—	85,032,336	202,692	885,655	—	879,755	△5,900
アメリカ・ドル	3,734,940,581	—	3,740,169,114	5,228,533	1,045,566,567	—	1,047,500,668	1,934,101
イギリス・ポンド	44,847,972	—	44,961,128	113,156	—	—	—	—
カナダ・ドル	30,124,312	—	30,089,853	△34,459	—	—	—	—
シンガポール・ドル	—	—	—	—	7,481,099	—	7,423,042	△58,057
ニュージーランド・ドル	14,227,880	—	14,276,432	48,552	—	—	—	—
フィリピン・ペソ	34,881,142	—	34,947,657	66,515	—	—	—	—
ポーランド・ズロチ	471,589	—	472,620	1,031	—	—	—	—
ユーロ	—	—	—	—	43,156,494	—	42,849,404	△307,090
合計	15,097,229,689	—	15,197,188,967	△88,589,812	16,394,865,132	—	16,288,255,858	108,710,286

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ミライト・ワン	471,800	2,247.00	1,060,134,600	
	I N P E X	409,200	1,901.50	778,093,800	
	日本電技	297,540	3,835.00	1,141,065,900	
	住友電設	113,800	4,705.00	535,429,000	
	ダイダン	254,000	3,845.00	976,630,000	
	アルトナー	75,000	1,775.00	133,125,000	
	パーソルホールディングス	15,467,000	228.20	3,529,569,400	
	S F o o d s	561,616	2,353.00	1,321,482,448	
	学情	58,800	2,069.00	121,657,200	
	W D Bホールディングス	55,900	1,795.00	100,340,500	
	アスクル	1,067,400	1,628.00	1,737,727,200	
	あらた	883,146	3,165.00	2,795,157,090	
	ハローズ	230,800	3,940.00	909,352,000	
	J Pホールディングス	758,000	534.00	404,772,000	
	ピックルスホールディングス	240,500	1,018.00	244,829,000	
	ラサ商事	266,187	1,472.00	391,827,264	
	ダイワボウホールディングス	1,202,600	2,634.00	3,167,648,400	
	H a m e e	105,000	1,267.00	133,035,000	
	クリエイトSDホールディングス	129,600	2,806.00	363,657,600	
	三洋貿易	462,775	1,428.00	660,842,700	
	シュッピン	647,000	1,008.00	652,176,000	
	ウイン・パートナーズ	87,600	1,282.00	112,303,200	
	プレサンスコーポ	633,100	2,388.00	1,511,842,800	

レーション				
シップヘルスケア ホールディングス	1,908,900	1,975.00	3,770,077,500	
トーカロ	237,413	1,764.00	418,796,532	
SUMCO	3,675,100	1,186.50	4,360,506,150	
T I S	817,300	3,810.00	3,113,913,000	
情報企画	32,400	4,470.00	144,828,000	
ソフトウェア・ サービス	96,431	10,880.00	1,049,169,280	
プロシップ	573,112	1,587.00	909,528,744	
ガンホー・オンラ イン・エンターテ イメント	300,000	3,068.00	920,400,000	
システムリサーチ	212,800	1,681.00	357,716,800	
アバントグループ	78,900	1,911.00	150,777,900	
ザ・パック	29,000	3,375.00	97,875,000	
オークネット	223,500	2,423.00	541,540,500	
電算システムホー ルディングス	122,403	2,404.00	294,256,812	
積水樹脂	188,161	1,860.00	349,979,460	
ダイキョーニシカ ワ	932,300	608.00	566,838,400	
プレステージ・イ ンターナショナル	2,212,600	710.00	1,570,946,000	
クイック	199,800	1,893.00	378,221,400	
シーティーエス	126,000	820.00	103,320,000	
ウイングアーク 1 s t	251,500	3,595.00	904,142,500	
関西ペイント	1,250,600	2,195.50	2,745,692,300	
アルプス技研	418,600	2,502.00	1,047,337,200	
フォーカスシステ ムズ	189,700	1,074.00	203,737,800	
クレスコ	721,200	1,118.00	806,301,600	
TDCソフト	1,086,400	1,355.00	1,472,072,000	
フューチャー	934,000	1,786.00	1,668,124,000	
クリーク・アン ド・リバー社	392,800	1,765.00	693,292,000	
J F E システムズ	40,455	3,480.00	140,783,400	
上村工業	700	10,590.00	7,413,000	
J C U	216,130	3,730.00	806,164,900	
デクセリアルズ	1,059,900	2,260.00	2,395,374,000	
三谷セキサン	24,907	5,840.00	145,456,880	
ベルテクスコーポ レーション	458,400	1,963.00	899,839,200	
MARUWA	71,800	37,020.00	2,658,036,000	
ジャパンマテリア ル	169,100	1,510.00	255,341,000	
キャリアリンク	50,000	2,305.00	115,250,000	
ウィルグループ	197,900	995.00	196,910,500	
帝国電機製作所	159,700	2,922.00	466,643,400	

レイズネクスト	144,964	1,559.00	225,998,876	
アネスト岩田	278,400	1,241.00	345,494,400	
ヤマダコーポレーション	3,600	5,050.00	18,180,000	
フクシマガリレイ	239,999	2,711.00	650,637,289	
竹内製作所	471,600	5,480.00	2,584,368,000	
大和冷機工業	1,407,269	1,557.00	2,191,117,833	
富士電機	19,995	6,783.00	135,626,085	
ベイカレント	404,800	6,697.00	2,710,945,600	
愛知電機	12,300	4,430.00	54,489,000	
MC J	2,153,100	1,353.00	2,913,144,300	
テクノメディカ	375,300	1,759.00	660,152,700	
ルネサスエレクトロニクス	3,350,100	2,700.00	9,045,270,000	
エレコム	614,500	1,605.00	986,272,500	
芝浦電子	37,400	4,640.00	173,536,000	
フクダ電子	201,300	6,730.00	1,354,749,000	
I H I	269,500	9,509.00	2,562,675,500	
全国保証	417,200	5,464.00	2,279,580,800	
いすゞ自動車	1,544,500	1,970.50	3,043,437,250	
コンドーテック	80,600	1,312.00	105,747,200	
ドウシシャ	578,800	2,063.00	1,194,064,400	
G-7ホールディングス	614,104	1,272.00	781,140,288	
アルゴグラフィックス	494,500	5,160.00	2,551,620,000	
フジ・コーポレーション	422,380	1,886.00	796,608,680	
進和	373,400	2,800.00	1,045,520,000	
ダイイチ	236,444	1,375.00	325,110,500	
ナカニシ	233,100	2,180.00	508,158,000	
理研計器	195,600	2,886.00	564,501,600	
トランザクション	276,700	2,096.00	579,963,200	
ニホンフラッシュ	477,496	801.00	382,474,296	
ローランド	197,700	3,695.00	730,501,500	
伊藤忠商事	899,000	6,104.00	5,487,496,000	
蝶理	541,086	3,075.00	1,663,839,450	
カメイ	700	1,912.00	1,338,400	
山善	136,200	1,272.00	173,246,400	
三谷商事	968,921	2,009.00	1,946,562,289	
ユアサ商事	704,107	4,495.00	3,164,960,965	
岩谷産業	615,600	1,566.00	964,029,600	
中央自動車工業	66,000	4,545.00	299,970,000	
ヤオコー	30,100	9,075.00	273,157,500	
PALTAC	508,100	3,921.00	1,992,260,100	
芙蓉総合リース	33,900	11,110.00	376,629,000	
スターツコーポレーション	368,400	4,000.00	1,473,600,000	
エリアリンク	668,100	2,001.00	1,336,868,100	
FJネクストホー	193,000	1,161.00	224,073,000	

	ルディングス				
	ハマキョウレックス	648,400	1,251.00	811,148,400	
	サカイ引越センター	151,200	2,305.00	348,516,000	
	AZ-COM丸和ホールディングス	2,214,847	1,226.00	2,715,402,422	
	Genky Drugs Stores	201,000	2,873.00	577,473,000	
	エーアイティー	677,900	1,658.00	1,123,958,200	
	関西電力	2,606,900	1,712.00	4,463,012,800	
	三協フロンテア	105,783	2,050.00	216,855,150	
	DTS	248,900	4,230.00	1,052,847,000	
	KSK	17,100	3,180.00	54,378,000	
	NSW	377,400	2,858.00	1,078,609,200	
	学究社	102,700	2,037.00	209,199,900	
	イオンディライト	412,500	4,500.00	1,856,250,000	
	福井コンピュータホールディングス	343,800	3,020.00	1,038,276,000	
	アークランズ	889,000	1,615.00	1,435,735,000	
	ミロク情報サービス	200,271	1,828.00	366,095,388	
	因幡電機産業	514,600	3,861.00	1,986,870,600	
	東テク	602,015	2,480.00	1,492,997,200	
	ベルク	227,074	6,350.00	1,441,919,900	
日本円 小計		76,539,531		142,657,961,021	
韓国・ウォン	HYUNDAI MOBIS	55,110	255,500.00	14,080,605,000.00	
	OTTOGI CORP	17,110	388,500.00	6,647,235,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	711,000	58,700.00	41,735,700,000.00	
	YOUNGONE HOLDINGS CO LTD	142,500	85,800.00	12,226,500,000.00	
	S-1 CORPORATION	438,740	62,400.00	27,377,376,000.00	
	FURSIS INC	12,025	41,450.00	498,436,250.00	
	KT & G CORP	251,050	105,900.00	26,586,195,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD 2ND PFD	88,280	160,400.00	14,160,112,000.00	
	SNT HOLDINGS CO LTD	87,750	30,250.00	2,654,437,500.00	
	GWANGJU SHINSEGAE CO LTD	85,295	29,700.00	2,533,261,500.00	
	HY LOK CORP	638,086	29,950.00	19,110,675,700.00	
	INBODY CO LTD	258,551	25,000.00	6,463,775,000.00	
	INTEROJO CO LTD	100,500	24,900.00	2,502,450,000.00	
	CUCKOO HOLDINGS CO LTD	199,655	21,900.00	4,372,444,500.00	
	NICE INFRMTN & TELECOM INC	122,033	17,400.00	2,123,374,200.00	
	HUONS CO LTD	96,200	25,450.00	2,448,290,000.00	
	KOREA RATINGS	53,000	88,000.00	4,664,000,000.00	

	CORP				
	DONGKOOK PHARMA CO LTD	513,300	16,090.00	8,258,997,000.00	
	VALUE ADDED TECHNOLOGIES CO	100,596	20,600.00	2,072,277,600.00	
	VIEWWORKS CO LTD	205,486	22,000.00	4,520,692,000.00	
	MAKUS INC	462,045	9,930.00	4,588,106,850.00	
	E-CREDIBLE CO LTD	283,889	13,170.00	3,738,818,130.00	
	MIWON COMMERCIAL CO LTD	38,580	180,200.00	6,952,116,000.00	
	HECTO INNOVATION CO LTD	80,721	11,770.00	950,086,170.00	
	DAIHAN PHARMACEUTICAL CO LTD	31,300	25,900.00	810,670,000.00	
	VITZROCELL CO LTD	198,900	26,550.00	5,280,795,000.00	
	SOULBRAIN CO LTD/NEW	148,095	204,000.00	30,211,380,000.00	
韓国・ウォン 小計		5,419,797		257,568,806,400.00 (27,070,481,553)	
香港・ドル	ASMP LTD	1,605,800	71.60	114,975,280.00	
	PICO FAR EAST HOLDINGS LTD	1,850,000	2.09	3,866,500.00	
	KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS LTD	2,000,000	22.55	45,100,000.00	
	HENGAN INTL GRP CO LTD	2,644,000	21.85	57,771,400.00	
	AEON CREDIT SRVC (ASIA) CO LTD	8,472,000	5.92	50,154,240.00	
	CHINA PETROL & CHEM CORP CL H	24,632,000	4.23	104,193,360.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	1,490,600	27.00	40,246,200.00	
	DREAM INTERNATIONAL LTD	1,982,000	5.66	11,218,120.00	
	SHENZHOU INTL GROUP	1,960,000	58.90	115,444,000.00	
	HAITIAN INTL HOLDINGS LTD	3,649,000	20.85	76,081,650.00	
	NETEASE INC	533,900	162.50	86,758,750.00	
	SINOPHARM GROUP CO LTD H	18,542,984	19.76	366,409,363.84	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HLDGS (HK)	8,451,000	8.05	68,030,550.00	
	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	6,232,000	5.22	32,531,040.00	
	SAMSONITE INTERNATIONAL S. A.	2,728,200	22.95	62,612,190.00	
	SITC INTL	4,584,000	17.56	80,495,040.00	

	HOLDINGS CO LTD				
	FAR EAST HORIZON LTD	10,433,000	5.82	60,720,060.00	
	SINOPEC ENGINEERING (GROUP) H	19,722,000	6.02	118,726,440.00	
	DAWN RAYS PHARMACEUTICAL (HOLD)	13,040,000	1.19	15,517,600.00	
	CONSUN PHARMACEUTICAL GRP LTD	3,783,000	8.26	31,247,580.00	
	BEST PACIFIC INTL HOLD LTD	19,677,371	2.93	57,654,697.03	
	QINGDAO PORT INTL CO LTD H	14,274,000	6.01	85,786,740.00	
	TK GROUP HOLDINGS LTD	11,349,000	1.94	22,017,060.00	
	CHERVON HOLDINGS LTD	5,404,427	18.96	102,467,935.92	
	HORIZON CONSTRUCTION DEVELOP	6,358,037	1.29	8,201,867.73	
	PRECISION TSUGAMI CHINA CORP	3,230,000	13.60	43,928,000.00	
香港・ドル 小計		198,628,319		1,862,155,664.52 (36,181,684,562)	
台湾・ドル	TAIWAN SEMICONDUCT MFG CO LTD	242,000	1,090.00	263,780,000.00	
	YAGEO CORP	743,188	590.00	438,480,920.00	
	HON HAI PRECISION IND CO LTD	2,408,000	183.00	440,664,000.00	
	DIMERCO DATA SYSTEM CORP	261,000	134.50	35,104,500.00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	2,441,000	131.50	320,991,500.00	
	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	1,856,000	198.50	368,416,000.00	
	UNITED INTEGRATED SERVICES CO	805,000	453.00	364,665,000.00	
	TOPCO SCIENTIFIC CO LTD	1,011,516	299.50	302,949,042.00	
	SIMPLO TECHNOLOGY CO LTD	1,263,000	370.00	467,310,000.00	
	FORMOSA OPTICAL TECHLY CO LTD	1,774,000	143.00	253,682,000.00	
	LUMAX INTERNATIONAL CORP	1,263,714	108.00	136,481,112.00	
	SITRONIX	1,029,000	213.00	219,177,000.00	

	TECHNOLOGY CORP				
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	167,000	711.00	118,737,000.00	
	THINKING ELECTRONIC IND CO LTD	592,000	171.00	101,232,000.00	
	TSC AUTO ID TECHNOLOGY CORP	269,448	216.50	58,335,492.00	
	HI-CLEARANCE INC	1,489,479	145.00	215,974,455.00	
	SYNGEN BIOTECH CO LTD	504,000	127.50	64,260,000.00	
台湾・ドル 小計		18,119,345		4,170,240,021.00 (19,234,815,073)	
アメリカ・ドル	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	276,500	54.98	15,201,970.00	
	BRUNSWICK CORP	376,100	64.69	24,329,909.00	
	CVS HEALTH CORP	808,000	66.40	53,651,200.00	
	CACI INTERNATIONAL INC	55,900	344.51	19,258,109.00	
	MACYS INC	1,337,000	15.33	20,496,210.00	
	GILEAD SCIENCES INC	598,600	107.65	64,439,290.00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	1,037,500	26.77	27,773,875.00	
	HARTFORD INSURANCE GRP INC/THE	195,400	112.94	22,068,476.00	
	INTERNATIONAL PAPER CO	504,400	57.15	28,826,460.00	
	KEYCORP	1,768,900	18.03	31,893,267.00	
	METHODE ELECTRS INC CLASS A	871,063	10.77	9,381,348.51	
	MICRON TECHNOLOGY INC	217,100	104.36	22,656,556.00	
	MILLER INDUSTRIES INC TENN	158,400	62.52	9,903,168.00	
	OXFORD INDUSTRIES	130,800	71.44	9,344,352.00	
	PG&E CORP	5,826,900	15.66	91,249,254.00	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	363,600	159.58	58,023,288.00	
	SELECTIVE INSURANCE GROUP INC	460,100	79.96	36,789,596.00	
	STEWART INFORMATION SERVICES	169,800	68.59	11,646,582.00	
	STIFEL FINANCIAL CORP	591,000	110.50	65,305,500.00	
	TEREX CORP	549,300	47.20	25,926,960.00	
	TIMKEN CO	544,300	83.19	45,280,317.00	
	UNIVERSAL HEALTH	211,200	183.42	38,738,304.00	

SVCS. INC. CL. B				
VF CORP	1,397,600	26.52	37,064,352.00	
WOLVERINE WORLD WIDE INC	2,051,904	15.62	32,050,740.48	
TOTALENERGIES SE ADR	1,213,900	60.92	73,950,788.00	
SILGAN HOLDINGS INC	993,400	54.73	54,368,782.00	
MAXIMUS INC	208,900	68.31	14,269,959.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	202,900	121.90	24,733,510.00	
SEI INV CORP	42,500	82.84	3,520,700.00	
INSIGHT ENTERPRISES INC	116,200	167.58	19,472,796.00	
FEDERATED HERMES INC	658,600	38.51	25,362,686.00	
EBAY INC	189,400	69.32	13,129,208.00	
WELLS FARGO COMPANY	1,588,400	80.35	127,627,940.00	
MKS INSTRUMENTS INC	336,100	106.82	35,902,202.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	124,400	171.75	21,365,700.00	
UNUM GROUP	668,100	74.94	50,067,414.00	
AMDOCS LTD	427,700	89.60	38,321,920.00	
JABIL INC	186,700	169.09	31,569,103.00	
DR HORTON INC	52,800	126.83	6,696,624.00	
PACKAGING CORP OF AMERICA	110,400	212.31	23,439,024.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	214,300	511.04	109,515,872.00	
ADVANCED ENERGY INDUSTRIES INC	195,000	131.54	25,650,300.00	
US BANCORP DEL	682,700	47.12	32,168,824.00	
SYNOVUS FINANCIAL CORP	929,800	55.23	51,352,854.00	
ASSOCIATED BANC CORP	1,646,636	25.41	41,841,020.76	
CONSTELLATION BRANDS INC CL. A	89,800	172.42	15,483,316.00	
ADVANCE AUTO PARTS INC	536,400	44.32	23,773,248.00	
ENPRO INC	92,800	207.46	19,252,288.00	
COMCAST CORP CL. A	729,900	36.48	26,626,752.00	
DICKS SPORTING GOODS INC	207,700	230.96	47,970,392.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	532,600	88.43	47,097,818.00	
HELEN OF TROY LTD	391,521	56.82	22,246,223.22	
HENRY SCHEIN INC	575,200	77.83	44,767,816.00	

ACNB CORPORATION	42,800	41.13	1,760,364.00	
AUTOLIV INC	432,100	98.59	42,600,739.00	
ACUITY BRANDS INC	105,400	326.54	34,417,316.00	
EAGLE MATERIALS INC	191,300	240.43	45,994,259.00	
UNIVERSAL LOGISTICS HOLD INC	278,316	29.24	8,137,959.84	
EAST WEST BANCORP INC	300,100	98.23	29,478,823.00	
SOMNIGROUP INTERNATIONAL INC	545,200	66.80	36,419,360.00	
LAZARD INC CL A	918,100	53.91	49,494,771.00	
JONES LANG LASALLE INC	224,900	279.27	62,807,823.00	
RANGE RESOURCES CORP	1,232,400	39.90	49,172,760.00	
CROCS INC	227,200	110.95	25,207,840.00	
DIODES INC	509,900	57.11	29,120,389.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICE	223,200	203.25	45,365,400.00	
GENPACT LTD	1,321,800	54.96	72,646,128.00	
KBR INC	618,800	51.62	31,942,456.00	
HILLENBRAND INC	991,300	33.36	33,069,768.00	
FNB CORP PA	2,142,400	15.50	33,207,200.00	
LEAR CORP NEW	239,500	97.10	23,255,450.00	
PRIMERICA INC	202,800	280.40	56,865,120.00	
FIRST AMERICAN FINANCIAL CORP	516,400	64.73	33,426,572.00	
GENERAL MOTORS CO	509,400	47.80	24,349,320.00	
NORTHERN OIL AND GAS INC	673,900	35.40	23,856,060.00	
CITIGROUP INC	576,000	83.94	48,349,440.00	
OLD NATIONAL BANCORP (IND)	576,900	24.30	14,018,670.00	
GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	1,361,199	27.00	36,752,373.00	
CORPAY INC	154,000	378.26	58,252,040.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTR INC	217,900	173.77	37,864,483.00	
BEACON ROOFING SUPPLY INC	153,900	119.21	18,346,419.00	
ICON PLC	218,100	191.32	41,726,892.00	
VIPSHOP HLDGS LTD ADR	368,600	14.57	5,370,502.00	
JOYY INC SPONSORED ADR	134,900	48.13	6,492,737.00	
SCIENCE APPLICATNS INTL CORP	264,400	103.30	27,312,520.00	

ANTERO RES CORP	1, 477, 100	40. 35	59, 600, 985. 00	
ELEMENT SOLUTIONS INC	919, 300	27. 55	25, 326, 715. 00	
CDW CORPORATION	96, 900	194. 50	18, 847, 050. 00	
EVERTEC INC	926, 700	33. 99	31, 498, 533. 00	
DIAMONDBACK ENERGY INC	152, 000	160. 26	24, 359, 520. 00	
LUXFER HOLDINGS PLC	590, 497	14. 51	8, 568, 111. 47	
ELEVANCE HEALTH INC	77, 600	391. 71	30, 396, 696. 00	
GOGO INC	338, 619	8. 01	2, 712, 338. 19	
TOPBUILD CORP	89, 200	320. 32	28, 572, 544. 00	
UNITED COMMUNITY BANKS GA	1, 004, 400	33. 24	33, 386, 256. 00	
CAMDEN NATIONAL CORP	99, 000	44. 71	4, 426, 290. 00	
ADIANT PLC	986, 700	17. 06	16, 833, 102. 00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	696, 500	57. 17	39, 818, 905. 00	
PERFORMANCE FOOD GROUP CO	727, 300	86. 86	63, 173, 278. 00	
ULTA BEAUTY INC	71, 900	359. 96	25, 881, 124. 00	
LCI INDUSTRIES	48, 900	109. 12	5, 335, 968. 00	
WARRIOR MET COAL INC	362, 300	49. 89	18, 075, 147. 00	
LAUREATE EDUCATION INC CL A	474, 965	20. 12	9, 556, 295. 80	
CARS.COM INC	1, 035, 100	16. 74	17, 327, 574. 00	
SANMINA CORP	43, 340	90. 52	3, 923, 136. 80	
AXALTA COATING SYSTEMS LTD	1, 131, 000	36. 92	41, 756, 520. 00	
LIBERTY LATIN AMERICA LTD CL C	561, 800	7. 15	4, 016, 870. 00	
CACTUS INC CL A	426, 900	60. 48	25, 818, 912. 00	
VSE CORP	240, 571	101. 96	24, 528, 619. 16	
BLUE BIRD CORP	272, 900	35. 18	9, 600, 622. 00	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	1, 699, 200	11. 24	19, 099, 008. 00	
THE CIGNA GROUP	151, 300	297. 23	44, 970, 899. 00	
DELL TECHNOLOGIES INC CL C	131, 300	120. 96	15, 882, 048. 00	
LEVI STRAUSS & COMPANY CL A	1, 303, 700	18. 22	23, 753, 414. 00	
TRONOX HOLDINGS PLC	2, 644, 100	8. 06	21, 311, 446. 00	
KONTOOR BRANDS INC	307, 800	89. 27	27, 477, 306. 00	
INTERCORP FINANCIAL SVCS	548, 599	32. 32	17, 730, 719. 68	

INC				
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	136,400	383.33	52,286,212.00	
OVINTIV INC	1,642,100	45.41	74,567,761.00	
ACADEMY SPORTS & OUTDOORS INC	481,400	51.48	24,782,472.00	
VONTIER CORP	1,598,400	40.32	64,447,488.00	
PATRIA INVESTMENTS LTD	1,169,886	12.39	14,500,736.97	
EXPAND ENERGY CORP	133,653	107.45	14,361,014.85	
CORE &MAIN INC	667,900	53.55	35,766,045.00	
WEBSTER FINANCIAL	854,837	58.67	50,153,286.79	
CHORD ENERGY CORP	260,500	114.35	29,788,175.00	
NICOLET BANKSHARES INC	83,700	118.73	9,937,701.00	
HAYWARD HOLDINGS INC	2,173,600	14.68	31,908,448.00	
JANUS INTERNATIONAL GROUP INC	3,167,300	8.17	25,876,841.00	
BRADY CORPORATION CL A	381,200	74.28	28,315,536.00	
PROFICIENT AUTO LOGISTICS INC	518,138	10.91	5,652,885.58	
LABCORP HOLDINGS INC	254,500	247.82	63,070,190.00	
ALLIENT INC	332,600	26.77	8,903,702.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	80,500	182.00	14,651,000.00	
GULFPORT ENERGY CORP	96,400	193.21	18,625,444.00	
PRIMO BRANDS CORP	1,733,400	32.82	56,890,188.00	
APTIV PLC	466,600	66.66	31,103,556.00	
SMITHFIELD FOODS	343,000	21.47	7,364,210.00	
ARMANINO FOODS DISTINCTION INC	374,804	7.67	2,874,746.68	
BAR HARBOR BANKSHARES	165,578	33.44	5,536,928.32	
BARRETT BUSINES SERVICES	176,400	41.50	7,320,600.00	
BELDEN INC	263,100	114.67	30,169,677.00	
AERCAP HOLDINGS NV	221,900	105.44	23,397,136.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE	222,800	144.79	32,259,212.00	
CARRIAGE SERVICES INC	69,900	41.54	2,903,646.00	
LYONDELLBASELL INDS CLASS A	164,500	77.50	12,748,750.00	
FEDERAL AGRI MTG	64,600	198.42	12,817,932.00	

NON VTG CL C				
FIRST BANCORP PUERTO RICO	497,300	20.36	10,125,028.00	
GREENE COUNTY BANCORP INC	167,569	27.41	4,593,066.29	
NEXSTAR MEDIA GROUP INC	46,057	154.34	7,108,437.38	
ONEMAIN HOLDINGS INC	774,100	57.09	44,193,369.00	
PVH CORP	266,700	79.21	21,125,307.00	
PATRICK INDUSTRIES INC	371,400	94.97	35,271,858.00	
QCR HOLDINGS INC	139,300	77.04	10,731,672.00	
RADIANT LOGISTICS INC	194,218	7.43	1,443,039.74	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	308,300	199.23	61,422,609.00	
RUSH ENTERPRISES INC CL A	520,700	61.99	32,278,193.00	
SOUTHERN MISSOURI BANCORP INC	200,500	60.42	12,114,210.00	
TD SYNEX CORP	482,900	144.02	69,547,258.00	
GLOBAL INDUSTRIAL CO	502,110	24.52	12,311,737.20	
TENET HEALTHCARE CORP	252,400	135.65	34,238,060.00	
WASHINGTON TR BANCORP INC	156,700	32.83	5,144,461.00	
WEST BANCORPORATION INC	179,700	22.42	4,028,874.00	
WINTRUST FINANCIAL CORP	273,400	130.80	35,760,720.00	
NOMAD FOODS LTD (US)	1,880,600	18.09	34,020,054.00	
GMS INC	216,300	81.88	17,710,644.00	
CIVITAS RESOURCES INC	610,300	51.10	31,186,330.00	
CADENCE BANK	876,000	34.02	29,801,520.00	
CORE NATURAL RESOURCES INC	255,219	77.63	19,812,650.97	
GATES INDUSTRIAL CORP PLC	824,600	23.51	19,386,346.00	
BJS WHSL CLUB HLDGS INC	269,600	105.50	28,442,800.00	
ALBERTSONS COS INC	1,275,400	20.53	26,183,962.00	
THRYV HOLDINGS INC	773,928	18.85	14,588,542.80	
UNIT CORP	42,500	26.65	1,132,625.00	
BOWMAN CONSULTING	218,600	21.92	4,791,712.00	

	GROUP LTD				
	SEAGATE TECHN HOLDINGS PLC	598,700	103.00	61,666,100.00	
	CADRE HOLDING INC	445,412	35.52	15,821,034.24	
	ESAB CORP	217,200	125.13	27,178,236.00	
	CRANE NXT CO	943,900	59.11	55,793,929.00	
アメリカ・ドル	小計	103,637,939		5,285,427,977.72 (798,786,730,273)	
イギリス・ポンド	BARRATT REDROW PLC	4,520,935	4.26	19,259,183.10	
	BELLWAY PLC	656,824	23.28	15,290,862.72	
	DCC PLC	1,015,600	53.65	54,486,940.00	
	RS GROUP PLC	5,967,208	6.39	38,130,459.12	
	IMPERIAL BRANDS PLC	510,300	27.78	14,176,134.00	
	INCHCAPE PLC	4,734,952	6.61	31,321,707.48	
	PINEWOOD TECHNOLOGIES GRP PLC	1,325,850	3.38	4,488,002.25	
	ME GROUP INTERNATIONAL PLC	4,613,956	2.22	10,242,982.32	
	TATE & LYLE PLC	40,035	5.43	217,590.22	
	VOLEX PLC	2,121,008	2.74	5,811,561.92	
	WETHERSPOON (JD) PLS	1,962,800	5.87	11,531,450.00	
	WILMINGTON PLC	1,616,700	3.43	5,545,281.00	
	BODYCOTE PLC	1,605,800	6.64	10,662,512.00	
	VISTRY GROUP PLC	2,251,255	6.03	13,575,067.65	
	REACH PLC	5,532,500	0.84	4,658,365.00	
	JET2 PLC	1,223,383	13.98	17,102,894.34	
	MITIE GROUP PLC	19,934,273	1.19	23,841,390.50	
	RATHBONES GROUP PLC	1,944,300	17.54	34,103,022.00	
	SAVILLS PLC	1,487,400	10.62	15,796,188.00	
	GSK PLC	1,443,058	14.37	20,743,958.75	
	JOHN WOOD GROUP PLC	1,438,012	0.24	347,998.90	
	JD SPORTS FASHION PLC	27,489,500	0.81	22,293,984.50	
	BARR (AG) PLC	547,500	6.30	3,449,250.00	
	ESSENTRA PLC	6,259,721	1.21	7,586,781.85	
	HILL & SMITH PLC	286,700	19.22	5,510,374.00	
	QINETIQ GROUP PLC	3,605,200	4.01	14,485,693.60	
	HISCOX LTD (NE HISCOX BERMUDA)	1,874,747	10.39	19,478,621.33	
	DUNELM GROUP PLC	752,300	10.03	7,545,569.00	
	CARR' S GROUP PLC	1,342,226	1.37	1,838,849.62	
	LSL PROPERTY SERVICES PLC	3,061,526	2.87	8,786,579.62	
	DIRECT LINE	20,345,080	2.63	53,588,940.72	

	INSURANCE GRP PLC				
	WPP PLC NEW (UK)	2,390,700	7.65	18,303,199.20	
	COCA COLA HBC AG	767,100	32.50	24,930,750.00	
	NORCROS PLC	1,563,859	2.23	3,487,405.57	
	PETS AT HOME GROUP PLC	9,388,500	2.25	21,124,125.00	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL S.A.	9,148,000	2.90	26,584,088.00	
	ON THE BEACH GROUP PLC	6,976,582	2.36	16,464,733.52	
	HOLLYWOOD BOWL GROUP PLC	2,562,400	2.73	6,995,352.00	
	RHI MAGNESITA NV	655,324	37.00	24,246,988.00	
	DR. MARTENS LTD	18,410,100	0.66	12,297,946.80	
	SHELL PLC	1,558,779	26.86	41,868,803.94	
	SIGMAROC PLC	24,035,196	0.81	19,636,755.13	
	STRIX GROUP PLC	2,273,600	0.49	1,116,337.60	
イギリス・ポンド 小計		211,240,789		712,954,680.27 (135,675,275,655)	
イスラエル・ シュケル	MAX STOCK LTD	1,473,300	14.11	20,788,263.00	
イスラエル・シュケル 小計		1,473,300		20,788,263.00 (886,118,419)	
インド・ルピー	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	4,261,674	238.30	1,015,556,914.20	
	REDINGTON INDIA LTD	9,167,700	248.06	2,274,139,662.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	2,048,266	263.05	538,796,371.30	
	OIL INDIA LTD	1,661,150	396.35	658,396,802.50	
インド・ルピー 小計		17,138,790		4,486,889,750.00 (7,852,057,063)	
インドネシア・ ルピア	SELAMAT SEMPURNA TBK PT	41,912,700	1,770.00	74,185,479,000.00	
インドネシア・ルピア 小計		41,912,700		74,185,479,000.00 (689,924,954)	
オーストラリ ア・ドル	AUB GROUP LTD	514,945	27.81	14,320,620.45	
	AMOTIV LTD	1,299,216	9.95	12,927,199.20	
	AMA GROUP LTD	245,534,314	0.05	13,013,318.64	
	SERVCORP LIMITED	1,398,010	5.60	7,828,856.00	
オーストラリア・ドル 小計		248,746,485		48,089,994.29 (4,615,196,752)	
オフショア・人 民元	GREE ELEC APP ZHUHAI A (HK CN)	1,607,900	41.94	67,435,326.00	
オフショア・人民元 小計		1,607,900		67,435,326.00 (1,399,667,395)	
カナダ・ドル	OPEN TEXT CORPORATION	310,500	39.11	12,143,655.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	1,781,900	71.59	127,566,221.00	

	GILDAN ACTIVEWEAR INC	607,500	76.71	46,601,325.00	
	METRO INC	688,184	93.97	64,668,650.48	
	STELLA JONES INC	346,400	70.11	24,286,104.00	
	CENOVUS ENERGY INC	3,086,500	22.27	68,736,355.00	
	BAYTEX ENERGY CORP	2,093,700	3.62	7,579,194.00	
	PHX ENERGY SERVICES CORP	413,000	9.05	3,737,650.00	
	PEYTO EXPL & DEV CORP NEW	712,700	16.55	11,795,185.00	
	BRP INC	248,300	62.50	15,518,750.00	
	NORTH WEST COMPANY INC	617,900	46.19	28,540,801.00	
	PARKLAND CORP	1,421,907	38.52	54,771,857.64	
	ECN CAPITAL CORP	3,892,400	3.46	13,467,704.00	
	MTY FOOD GROUP INC	590,800	45.19	26,698,252.00	
	REAL MATTERS INC	1,771,300	5.98	10,592,374.00	
	WESTERN FOREST PRODUCTS INC	17,199,175	0.48	8,255,604.00	
	LEONS FURNITURE LTD	67,900	26.23	1,781,017.00	
カナダ・ドル 小計		35,850,066		526,740,699.12 (55,950,397,061)	
シンガポール・ドル	HOOR GLASS LTD	725,279	1.57	1,138,688.03	
	DELFI LTD	13,580,000	0.75	10,185,000.00	
	BOUSTEAD SINGAPORE LTD	1,645,845	1.01	1,662,303.45	
	HRNETGROUP LTD	23,090,300	0.68	15,701,404.00	
シンガポール・ドル 小計		39,041,424		28,687,395.48 (3,231,348,227)	
スイス・フラン	BOSSARD HLDG AG (BR)	46,050	210.50	9,693,525.00	
	VONTOBEL HLDGS AG	219,980	66.10	14,540,678.00	
スイス・フラン 小計		266,030		24,234,203.00 (4,051,474,057)	
スウェーデン・クローナ	BERGMAN & BEVING AKTIEBOLAG	322,100	321.50	103,555,150.00	
	JM AB	1,254,900	154.70	194,133,030.00	
	BOLIDEN AB (SWED)	216,500	380.00	82,270,000.00	
	BETSSON AB CL B	1,283,900	166.76	214,103,164.00	
	BEIJER ALMA AB SER B	1,332,700	197.40	263,074,980.00	
	HEXPOL AB B	587,100	102.40	60,119,040.00	
	INWIDO AB	137,431	209.60	28,805,537.60	
	BHG GROUP AB	3,156,500	25.72	81,185,180.00	
	RUSTA AB	1,385,900	80.15	111,079,885.00	
	KB COMPONENTS AB	2,261,000	50.90	115,084,900.00	

	PROACT IT GROUP AB	820,300	128.60	105,490,580.00	
	KNOW IT AB	269,400	136.60	36,800,040.00	
	AQ GROUP AB	1,827,235	172.96	316,038,565.60	
	ALLIGO AB CL B	670,668	135.80	91,076,714.40	
	VIVA WINE GROUP AB	2,989,500	39.50	118,085,250.00	
	MOMENTUM GROUP KOMPONENTER & TJ	540,200	187.20	101,125,440.00	
スウェーデン・クローナ 小計		19,055,334		2,022,027,456.60 (28,510,587,138)	
デンマーク・クローネ	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A	451,400	106.40	48,028,960.00	
デンマーク・クローネ 小計		451,400		48,028,960.00 (1,014,851,924)	
ニュージーランド・ドル	HALLNSTEIN GLASSON HLDG LTD	348,204	8.72	3,036,338.88	
ニュージーランド・ドル 小計		348,204		3,036,338.88 (261,793,138)	
ノルウェー・クローネ	SPAREBANK 1 SOR-NORGE ASA	565,000	156.00	88,140,000.00	
	ABG SUNDAL COLLIER HOLDING ASA	5,002,191	6.86	34,315,030.26	
	SPAREBANK 1 NORD NORGE	1,140,900	130.50	148,887,450.00	
	EUROPRI ASA	2,947,200	80.00	235,776,000.00	
	SELVAAG BOLIG ASA	684,331	35.85	24,533,266.35	
	MULTICONSULT AS	603,525	193.00	116,480,325.00	
	KID ASA	536,300	144.00	77,227,200.00	
	SPAREBANK 1 OESTLANDET	1,255,600	161.58	202,879,848.00	
ノルウェー・クローネ 小計		3,589,300	45.10	161,877,430.00	
ノルウェー・クローネ 小計		16,324,347		1,090,116,549.61 (14,814,683,909)	
フィリピン・ペソ	ROBINSONS LAND CORP	40,624,400	12.52	508,617,488.00	
	CENTURY PACIFIC FOOD INC	12,027,000	39.40	473,863,800.00	
フィリピン・ペソ 小計		52,651,400		982,481,288.00 (2,555,532,078)	
ブラジル・リアル	HYPERA SA	5,413,200	19.98	108,155,736.00	
	ATACADA SA	16,159,200	7.35	118,770,120.00	
ブラジル・リアル 小計		21,572,400		226,925,856.00 (5,987,461,403)	
ポーランド・ズロチ	EUROCASH S A	3,884,800	9.36	36,381,152.00	
ポーランド・ズロチ 小計		3,884,800		36,381,152.00 (1,372,187,910)	
マレーシア・リ	SCIENSTEX BHD	5,858,200	3.73	21,851,086.00	

ンギット					
マレーシア・リンギット 小計		5,858,200		21,851,086.00 (743,437,313)	
メキシコ・ペソ	GENOMMA LAB INTERNACIONAL SA	9,016,400	27.89	251,467,396.00	
	BOLSA MEXICANA DE VALORES SA	6,744,100	37.14	250,475,874.00	
	QUALITAS CONTROLADO SAB DE CV	1,165,500	198.38	231,211,890.00	
	GCC SAB DE CV	1,196,300	218.81	261,762,403.00	
	CORPORATIVO FRAGUA SAB DE CV	148,800	554.83	82,558,704.00	
	MEDICA SUR SA DE CV	964,879	34.00	32,805,886.00	
	GRUMA SAB CL B	618,300	357.79	221,221,557.00	
メキシコ・ペソ 小計		19,854,279		1,331,503,710.00 (9,841,143,920)	
ユーロ	LDC SA	19,000	67.10	1,274,900.00	
	AKWEL	32,986	7.48	246,735.28	
	MAYR MELNHOF KARTON AG	185,900	83.00	15,429,700.00	
	THERMADOR HOLDINGS SA	84,000	68.60	5,762,400.00	
	VALLOUREC SA	358,400	18.79	6,736,128.00	
	WIENERBERGER AG	1,399,700	30.44	42,606,868.00	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG (GERW)	216,700	60.86	13,188,362.00	
	MIQUEL Y COSTAS MIQUEL	104,764	13.35	1,398,599.40	
	GRUPO CATALANA OCCIDENTE SA	707,649	38.05	26,926,044.45	
	FAES FARMA SA	1,823,021	3.67	6,690,487.07	
	BIC	80,200	65.90	5,285,180.00	
	SEB SA	66,100	88.60	5,856,460.00	
	SYNERGIE SA	78,870	29.80	2,350,326.00	
	BREMBO SPA	1,226,000	9.52	11,676,424.00	
	INTERPUMP GROUP SPA	350,534	38.28	13,418,441.52	
	CORTICEIRA AMORIN SA	1,044,606	8.48	8,858,258.88	
	INDRA SISTEMAS SA	672,583	18.54	12,469,688.82	
	TAKKT AG	1,585,263	7.96	12,618,693.48	
	BUZZI SPA	213,800	44.34	9,479,892.00	
	IBERSOL SGPS SA REG	100,100	8.50	850,850.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE SA	1,456,700	8.55	12,454,785.00	
	IRISH CONTL GRP PLC UNITS (IR)	1,926,700	5.14	9,903,238.00	
	TKH GROUP NV	424,100	37.32	15,827,412.00	

DUTCH CERTIFICATE				
SARANTIS SA (REG)	602,070	12.58	7,574,040.60	
MARR SPA	1,330,501	10.26	13,650,940.26	
BRANICKS GROUP AG	1,225,185	2.25	2,762,792.17	
METLEN ENERGY & METALS SA	328,652	36.70	12,061,528.40	
BANCA GENERALI SPA	571,300	51.50	29,421,950.00	
AALBERTS NV	579	36.42	21,087.18	
CIE AUTOMOTIVE SA	1,331,000	24.00	31,944,000.00	
STEF TFE	197,300	140.00	27,622,000.00	
BRENTAG SE	203,000	62.54	12,695,620.00	
NORMA GROUP SE	425,081	15.84	6,733,283.04	
EMAK SPA	1,431,500	0.92	1,319,843.00	
SESA SPA	139,700	73.45	10,260,965.00	
TALANX AKTIENGESELLSCHAFT	74,336	84.00	6,244,224.00	
LOGISTA INTEGRAL SA	848,600	29.66	25,169,476.00	
NN GROUP NV	423,870	45.62	19,336,949.40	
STABILUS SE	346,858	31.35	10,873,998.30	
BANCA MEDIOLANUM SPA	782,600	13.70	10,721,620.00	
MAISONS DU MONDE SA	1,579,318	3.91	6,183,029.97	
ASR NEDERLAND NV	421,200	49.34	20,782,008.00	
VAN LANSCHOT KEMPEN NV	115,802	48.50	5,616,397.00	
BFF BANK SPA	569,755	8.15	4,643,503.25	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	1,853,500	10.07	18,664,745.00	
PIRELLI & C SPA	1,307,600	5.76	7,537,006.40	
AIB GROUP PLC	4,161,900	6.17	25,699,732.50	
DWS GROUP GMBH & CO KGAA	170,387	46.42	7,909,364.54	
ECONOCOM GROUP	3,384,330	1.80	6,091,794.00	
ANTIN INFRASTRUCTURE PARTNERS	1,434,246	11.50	16,493,829.00	
ATHENS INTERNATIONAL AIRPORT	339,173	8.42	2,857,193.35	
ACOMO NV	531,431	18.28	9,714,558.68	
INNOTECH TSS AG	140,240	6.25	876,500.00	
NEURONES	180,600	47.65	8,605,590.00	
GROUPE GUILLIN SA	162,225	27.85	4,517,966.25	
MICHELIN CL B (REG)	436,100	33.60	14,652,960.00	
BANKINTER SA	2,550,100	8.99	22,945,799.80	
ALTEN	14,514	89.10	1,293,197.40	

	SOPRA STERIA GROUP	260,700	174.00	45,361,800.00	
	EUROBANK ERGA SER & HLDGS SA	8,657,600	2.50	21,644,000.00	
	SANOFI	285,800	103.08	29,460,264.00	
	IPSOS SA	267,300	44.88	11,996,424.00	
	AUTOHELLAS SA	693,666	11.12	7,713,565.92	
	BANCO COMERCIAL PORTUGUES (REG)	16,532,100	0.54	8,960,398.20	
	LINEDATA SERVICES	16,688	80.40	1,341,715.20	
	MINCON GROUP PLC	305,500	0.42	128,310.00	
	RECORDATI SPA	319,596	55.85	17,849,436.60	
	JUMBO SA	1,414,900	27.78	39,305,922.00	
	MELEXIS NV	6,400	59.80	382,720.00	
	JOST WERKE SE	317,021	49.60	15,724,241.60	
	INSTONE REAL ESTATE GROUP	877,300	8.44	7,404,412.00	
ユーロ 小計		73,726,800		862,082,575.91 (135,864,213,963)	
合計		1,213,349,579		1,439,249,024,761 (1,296,591,063,740)	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	CAMDEN PROPERTY TRUST - REIT	222,900.00	26,502,810.00	
		MID AMERICA APT CMNTY INC	158,200.00	24,910,172.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	423,800.00	8,026,772.00	
		STAG INDUSTRIAL INC	348,900.00	12,284,769.00	
	アメリカ・ドル 小計		1,153,800.00	71,724,523.00 (10,839,727,161)	
	シンガポール・ドル	MAPLETREE INDUSTRIAL REIT	4,281,054.00	8,604,918.54	
	シンガポール・ドル 小計		4,281,054.00	8,604,918.54 (969,258,024)	
	ユーロ	IRISH RESIDENTIA PTYS REIT PLC	8,160,891.00	8,062,960.30	
	ユーロ 小計		8,160,891.00	8,062,960.30 (1,270,722,543)	
投資証券 合計				13,079,707,728 (13,079,707,728)	
合計				13,079,707,728 (13,079,707,728)	

(注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。

3. 外貨建有効証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式 27銘柄	100%	-%	2.07%
香港・ドル	株式 26銘柄	100%	-%	2.76%
台湾・ドル	株式 17銘柄	100%	-%	1.47%
アメリカ・ドル	株式 179銘柄 投資証券 4銘柄	98.66% -%	-% 1.34%	61.82%
イギリス・ポンド	株式 43銘柄	100%	-%	10.36%
イスラエル・シェケル	株式 1銘柄	100%	-%	0.07%
インド・ルピー	株式 4銘柄	100%	-%	0.60%
インドネシア・ルピア	株式 1銘柄	100%	-%	0.05%
オーストラリア・ドル	株式 4銘柄	100%	-%	0.35%
オフショア・人民元	株式 1銘柄	100%	-%	0.11%
カナダ・ドル	株式 17銘柄	100%	-%	4.27%
シンガポール・ドル	株式 4銘柄 投資証券 1銘柄	76.93% -%	-% 23.07%	0.32%
スイス・フラン	株式 2銘柄	100%	-%	0.31%
スウェーデン・クローナ	株式 16銘柄	100%	-%	2.18%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	100%	-%	0.08%
ニュージーランド・ドル	株式 1銘柄	100%	-%	0.02%
ノルウェー・クローネ	株式 9銘柄	100%	-%	1.13%
フィリピン・ペソ	株式 2銘柄	100%	-%	0.20%
ブラジル・レアル	株式 2銘柄	100%	-%	0.46%
ポーランド・ズロチ	株式 1銘柄	100%	-%	0.10%
マレーシア・リンギット	株式 1銘柄	100%	-%	0.06%
メキシコ・ペソ	株式 7銘柄	100%	-%	0.75%
ユーロ	株式 71銘柄 投資証券 1銘柄	99.07% -%	-% 0.93%	10.47%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Aコース（為替ヘッジあり）

（2025年3月31日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	104,150,473,784	円
II 負債総額	474,477,414	円
III 純資産総額（I－II）	103,675,996,370	円
IV 発行済数量	49,508,725,158	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	2.0941	円

Bコース（為替ヘッジなし）

（2025年3月31日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	868,542,849,968	円
II 負債総額	2,246,951,194	円
III 純資産総額（I－II）	866,295,898,774	円
IV 発行済数量	279,492,205,215	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.0995	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

（2025年3月31日現在）

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	1,411,121,578,033	円
II 負債総額	2,392,839,964	円
III 純資産総額（I－II）	1,408,728,738,069	円
IV 発行済数量	419,321,114,534	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.3595	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があるかと判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2025年3月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行います。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託176本、単位型株式投資信託2本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,400,943,253,881円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,269,485	3,084,299
立替金	59,949	21,131
前払費用	460,082	484,198
未収委託者報酬	9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬	5,354,461	1,086,735
未収収益	5,845	6,173
未収入金	*1 152,986	221,095
流動資産計	17,329,675	17,864,144
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	*1 5,953,460	10,338,660
長期差入保証金	11,755	18,010
繰延税金資産	288,014	391,802
その他	230	30
投資その他の資産合計	6,253,460	10,748,502
固定資産計	6,260,947	10,755,990
資産合計	23,590,622	28,620,134
負債の部		
流動負債		
預り金	7	281
未払金		
未払手数料	4,192,323	6,016,095
その他未払金	*1 2,192,059	3,057,214
未払費用	3,445,819	1,829,913
未払法人税等	1,616,600	1,974,827
未払消費税等	1,176,325	1,106,116
賞与引当金	376,001	587,810
流動負債合計	12,999,137	14,572,260
固定負債		
退職給付引当金	2,028,331	1,704,391
固定負債合計	2,028,331	1,704,391
負債合計	15,027,469	16,276,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計	7,563,153	11,343,482
株主資本合計	8,563,153	12,343,482
純資産合計	8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計	23,590,622	28,620,134

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	*1	
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費		
調査費	551,589	699,501
委託調査費	15,194,030	16,481,661
営業雑経費		
通信費	139,609	81,011
印刷費	47,328	42,205
協会費	27,212	29,487
その他	2,007	865
営業費用計	41,405,457	51,528,790
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	3,599
不動産賃貸料・共益費	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	*1 16,559	44,132
保険配当金	10,648	-
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
雑損	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
未収入金	4,375 千円	20 千円
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円
受取利息	12,877 千円	43,474 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2023年12月12日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年12月12日 |

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	-
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	△5,376
退職給付の支払額	△76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	△5,376
過去勤務債務の費用処理額	△841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	△49,451
退職給付の支払額	△476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	△49,451
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	128,501

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	△664,952	△559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	288,014	391,802

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	△0.84%
過年度法人税等	△2.25%	△0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期(2023年12月31日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	-	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	-	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 及び 第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 14,263,790	未払金	千円 900,697
親会社	フィデリ ティ・ジ ャパン・ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当 社 事 業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注3) グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 46,398 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 — 47,052 46,398 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注3) 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4) グループ通算 制度の通算税 効果額	千円 357,778 813,267 478,598	未収入金 未払金 未払金	千円 115,231 72,123 478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 15,291,594	未払金	千円 1,415,860
親会社	フィデリ テ ィ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注3) グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 4,345,000 43,474 253,613 87,964 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 10,288,660 — 31,416 87,964 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバー ド市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 5,362,536	未払金	千円 604,284

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額 (注3)	326,438	未収入金	89,593
							投資信託販売に係る代行手数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算制度の通算税効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）

投資信託約款

－ 運用の基本方針 －

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則毎年 2 月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）」
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で1,500億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されるこ

とにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとし、
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

- ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限りま。
 - ハ 約束手形
 - ニ 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないません。

（投資する株式等の範囲）

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

第20条 （削 除）

（先物取引等の運用指図）

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

第 26 条 (削 除)

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

- 第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理

するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10% 以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から 2021 年 2 月 22 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし

す。

(信託事務の諸費用等)

第 39 条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150.0 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第 41 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受

- 託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金（第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日まで、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第45条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行な

った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理

由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第54条 （削 除）

（運用状況に係る情報の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.fidelity.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020 年 3 月 23 日

委託者 東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）

投資信託約款

－ 運用の基本方針 －

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則毎年 2 月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）」
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・世界割安成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で1,500億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されるこ

とにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとし、
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

- ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りま。
 - ハ 約束手形
 - ニ 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないません。

（投資する株式等の範囲）

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

第20条 （削 除）

（先物取引等の運用指図）

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

第 26 条 (削 除)

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

- 第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

- 第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

- 第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理

するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10% 以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から 2021 年 2 月 22 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし

す。

(信託事務の諸費用等)

第 39 条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150.0 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第 41 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受

- 託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金（第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとし、かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日まで、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第45条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行な

った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理

由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第54条 （削 除）

（運用状況に係る情報の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.fidelity.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020 年 3 月 23 日

委託者 東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
野村信託銀行株式会社

